

 広報

にしかつら

平成20年
3
月号



「ひなまつり」



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015

E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp



総務課

春の火災予防運動にご協力ください

「火は見る あなたが離れる その時を」をスローガンに3月1日から3月7日まで、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

春先は、強い季節風が吹くとともに、空気も乾燥する季節です。

建物の周りに燃えやすいものを置くのはやめましょう。たき火をする際は、風の強い時は避け、火から目を離さないようにしましょう。

暖房器具の近くに衣類や紙などの燃えやすいものを置くのは

やめましょう。また、灯油の取扱には十分注意しましょう。一人ひとりの注意で大切な命や財産を火災から守りましょう。

林野火災の防止について

山火事が多発する季節になりました。

この時期は空気が乾燥していますので、たき火、たばこ、下草焼きなどのちよつとした火の不始末が原因で、周囲にすぐ燃え広がってしまいます。作業や行楽で山に入る時は、

● 火災が起こりやすい枯れ草などのある場所では、火を使用しないこと

● 強風の時には、たき火や下草焼きをしないこと

● たばこの火は完全に消して、投げ捨てはしないこと

など、火の取扱には十分注意し、貴重な財産を守りましょう。



男女共同参画推進委員を募集します

町では、男女が共に平等で、自立し、個人の自由と多様性を尊重し会える社会や共に生かし合い、支え合うことのできる社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現のため、「西桂町男女共同参画種推進委員」を募集します。

内 容

男女共同参画社会づくりのための施策や町の現状などに関し、必要な事項を調査、研究、協議のほか、男女共同参画推進活動へ参加していただきます。

応募資格 20歳以上の町内在住者の男女

募集人員 15人

任 期 平成20年4月から平成22年3月までの2年間

応募方法 住所・氏名・年齢・電話番号・職業を記入し
〒403-0022 西桂町小沼1501-1 総務課総務係 渡辺宛
尚、電話での応募も受け付けます。☎0555-25-2121
男女共同参画担当 渡辺まで

募集期間 平成20年3月21日(金)まで

【担当】総務課総務係男女共同参画推進委員担当 渡辺 ☎0555-25-2121



1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件比率 (B/A)	前年の人件比率
18年度	(19,331 現在)人 4,870	千円 1,793,764	千円 75,824	千円 353,466	% 19.7	% 20.3

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
19年度	人 47	千円 167,299	千円 24,909	千円 67,053	千円 259,261	千円 5,516

注 (1) 職員手当には、退職手当を含みません。 (2) 給与費は、当初予算に計上された額です。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給料月額	平均年齢
西 桂 町	313,700円	43.0歳
国	325,724円	40.7歳

注 国の職員については、行政職俸給表（一）および行政職俸給表（二）の平均額です。

4 職員の初任給の状況

区 分		西桂町	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	I種 183,800円 II種 170,200円
	高校卒	138,400円	III種 138,400円

5 職員の経験年齢別、学歴別平均給料月額の状況

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 272,000円	300,800円	350,000円
	高校卒 —	272,000円	—

注 (1) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいうものです。
(2) 経験年数別の10年とは10年以上15年未満、15年とは15年以上20年未満、20年とは20年以上25年未満の区分に基づいています。

7 特別職の報酬等の状況

区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 520,000円
報 酬	議 長 200,000円
	副 議 長 160,000円
	議 員 145,000円

8 ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	西 桂 町	県内市町村平均	国
一般行政	90.4	95.4	100

注 国家公務員の給料額を100とした場合の本町職員の給料額の割合です。

9 一般行政職の級別職員数の状況

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事・主事補	主 任	課長補佐・主幹・係長	課長・課長補佐（困難な業務を掌る課長）	課長（困難な業務を掌る）	課長（特に困難な業務を掌る）	
職 員 数 (人)	3人	4人	17人	6人	5人	0人	35人
構 成 比 (%)	8.6 %	11.4 %	48.6 %	17.1 %	14.3 %	0 %	100.0 %

注 (1) 西桂町職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
(2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

■ なお、給与の公表については、西桂町ホームページでもご覧いただけます。■

町職員の給与
等の公表
平成19年4月1日現在における
西桂町職員の給与等の状況を公表
します。

保険証の更新と交通災害共済加入の手続きは同時に受け付けます

国民健康保険 保険証の更新を忘れずに!!

現在お手元にある国民健康保険被保険者証は、平成20年3月31日が有効期限となっており、4月1日からは新しい保険証(カード)を提示しないと診療が受けられなくなります。このため次のとおり手続きを行いますので忘れずに更新してください。

月 日	時 間	場 所
3月27日(木)	午前9時～正午	倉見公民館
	午後1時～4時	下暮地公民館
3月28日(金)	午後1時～4時	上町公民館
3月31日(月)	午前9時～午後4時	役場1階ロビー(柿園・本町)

※居住している地区毎に更新を行いますので、都合により居住地区の指定日にこられない場合は、4月1日以降役場窓口へお越しください。

※平成19年度国民健康保険税の最終納期は2月末日となっております。

まだ完納されていない方は保険証更新時までに必ず納めてください。特別の事情無く納められない方は短期被保険者証または資格証明書を交付することになりますので、御承知おください。

持参するもの

- ①現在お持ちの保険証
- ②町内に住所を置いている学生は在学証明書と印鑑
- ③70歳以上の方で、昭和8年4月2日～昭和13年3月1日生の方は、国民健康保険高齢受給者証

交通災害共済に家族そろって加入しましょう 加入手続きは保険証の更新と同時に受け付けます。

交通災害共済とは

この共済は、住民ひとりひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金をおくる相互扶助制度です。

加入できる方は

西桂町に住民登録または外国人登録されている方です。加入者が途中他市町村へ転出した場合でも、共済期間中は有効です。

加入の申し込みは

所定の「交通災害共済加入申込書」により、地区公民館または役場で行ないます。

共済掛金は

1人年額 **500** 円です。
なお、中途加入でも掛金は同じです。

共済期間は

**平成20年4月1日
～平成21年3月31日まで**

※中途加入の場合は、加入した翌日から平成21年3月31日までです。

見舞金額

不幸にして交通事故にあった場合、下記の表の見舞金が支給されます。

等級	災 害 の 程 度	共済見舞金額
1	死 亡	1,000,000 円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号	1級から3級まで 300,000 円
	身体障害程度等級表に掲げる傷害	4級から7級まで 200,000 円
3	治療12か月以上の傷害で実治療日数50日以上	180,000 円
4	治療6か月以上12か月未満の傷害で実治療日数28日以上	140,000 円
5	治療5か月以上6か月未満の傷害で実治療日数22日以上	110,000 円
6	治療4か月以上5か月未満の傷害で実治療日数18日以上	90,000 円
7	治療3か月以上4か月未満の傷害で実治療日数14日以上	70,000 円
8	治療2か月以上3か月未満の傷害で実治療日数10日以上	50,000 円
9	治療1か月以上2か月未満の傷害で実治療日数6日以上	30,000 円
10	治療2週間以上1か月未満の傷害で実治療日数4日以上	20,000 円
11	治療1週間以上2週間未満の傷害で実治療日数3日以上	15,000 円
12	治療1週間未満の傷害で実治療日数2日以上	10,000 円



住民福祉課

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

児童扶養手当の一部支給停止について

児童扶養手当法の規定に基づき、手当が一部支給停止の対象となる方は手続が必要になります。

◆手当一部支給停止対象者

養育者以外で児童扶養手当を受給している方のうち次の事項に該当する方は手当の減額対象となります。

① 平成15年4月1日現在で受給資格をお持ちの方 平成20年4月手当額から減額対象となります。

② ①以外の方「支給開始月の初日から5年」又は「支給要件に該当するに至った月の初日から7年」のいずれか早い日の属する月の翌月から減額の対象となります。

ただし認定請求をした日に3歳未満のお子さんを監護している方は、お子さんが3歳に達した日から起算し5年経過したときの翌月から減額の対象となります。

◆受給の継続

次の事項に該当し必要な書類を提出した場合は、今までと同様に手当を受給することができず。

① 手当を受給している方が就業している場合 ② 手当を受給している方が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合 ③ 手当を受給している方が一定の障害状態にある場合 ④ 手当を受給している方が負傷・疾病その他の事由により就業することが困難である場合 ⑤ 手当を受給している方の児童・親族が一定の障害等の状態にあり、介護のため就業することが困難である場合

◆一部支給停止対象者への通知

減額対象者には2月以降通知がありますので手続をしてくださいます。なお、①⑤に該当しない方は住民福祉課児童扶養手当担当までご相談ください。

お問い合わせ先

住民福祉課児童扶養手当担当



町からのお知らせ

4月から特定健診・特定保健指導の新制度がスタートします

特定健診を受診する人は…40～74才すべての人を対象に年に1回実施されます

この制度は、増え続ける国民医療費を抑え、皆さんの健康を守るために、より効果的に生活習慣病を予防することを目的に行われるものです。新制度では、国民健康保険や組合健康保険、共済組合といった医療保険者に、健診・保健指導の実施と健診のデータ管理が義務付けられました。ぜひこの機会に、皆さんの健康づくりにお役立てください。

特定健診の受け方

医療保険者の案内に従って受診

健診を「いつ・どこで・どのように」受けるのかといった点については、事業主や自身が加入している医療保険者の案内に従ってください。

40～74才の西桂町国保加入者には「特定健康診査受診券」を送付します。集団健診や指定の医療機関などで受診してください。

特定健診・保健指導とは…

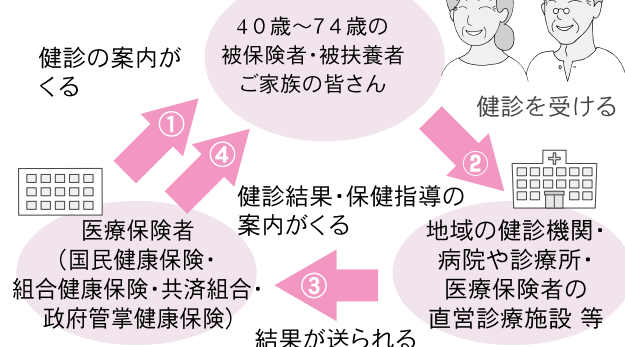
特定健診・保健指導は、メタボリックシンドロームに着目し、健診で異常をチェックし、危険度に合わせて保健指導を行います。健診で体の変化をチェックし、早い段階で生活習慣を見直すことで、心臓病や脳卒中などの深刻な生活習慣病が予防できます。

この新制度を活用し、積極的に健診を受けて、健康づくりに励みましょう。

お問い合わせ先

住民福祉課住民係・保健係

新しい健診の流れ



特定健診でチェック!

メタボリックシンドロームやその予備群などの異常がないかを調べます。

保健指導に重点

危険度に合わせた生活習慣の改善を応援します。



後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

山梨県後期高齢者医療広域連合では、11月22日に広域連合議会を開催し、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の医療給付や保険事業、保険料などに関することを定めた「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が可決されました。

保険料は被保険者全員が納めます。

後期高齢者医療制度の保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（応益分）と被保険者の所得に応じて決まる所得割額（応能分）の合計額となります。

$$\text{山梨県の保険料 (平均20・21年)} = \text{均等割額 38,710円} + \text{所得割額 (所得 - 33万円) \times 7.28\%}$$

保険料は2年ごとに見直されます。

保険料の賦課限度額は年50万円です

このような方は保険料が軽減されます。

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の前年所得を合計した額が、次の表に示す基準以下の方に対して均等割額が軽減されます。なお、所得の算定で収入が公的年金である場合は、当該年金収入から公的年金控除と高齢者特別控除額（15万円）を控除した額が軽減判定用所得となります。

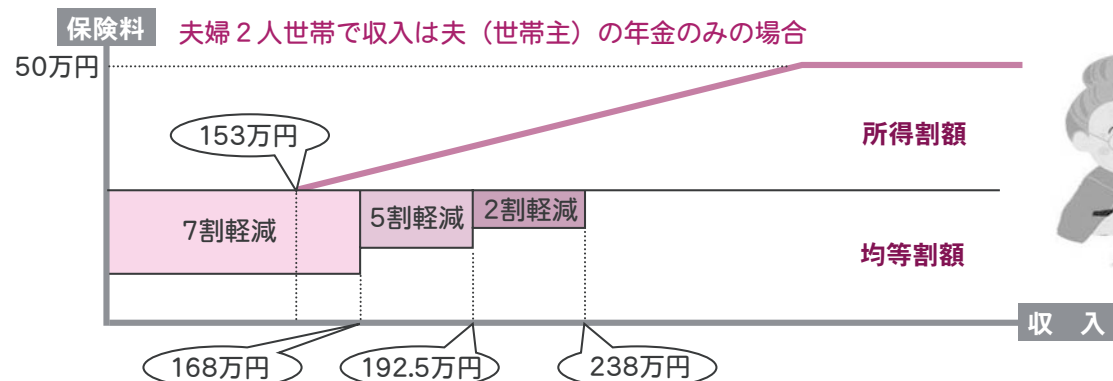
世帯の総所得金額等	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	7割軽減	11,613円
33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5割軽減	19,355円
33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数	2割軽減	30,968円

●後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険の被保険者であった方

後期高齢者医療制度に加入する直前に健康保険などの被扶養者だった方については、被保険者の資格を得た日のある月から2年間保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

※平成20年4月から平成21年3月までは保険料の負担凍結により、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは保険料が9割軽減される予定です。

保険料の収入によるイメージ



平成20年4月1日から乳幼児・ひとり親・重度医療費の窓口無料化を実施します！

平成20年4月1日から、社会保険や国民健康保険に加入している方が、県内医療機関で受診されたときは、保険診療分の医療費が窓口で無料になります。ただし、※一部窓口無料にならない場合があります。

窓口無料で医療機関を受診するときは、平成20年4月1日交付の新しい受給者証（平成20年3月末に郵送します）と健康保険証を医療機関の窓口へ提示してください。公費負担制度（自立支援医療や養育医療など）で受診されている方は、その公費受給者証や医療券などをあわせて医療機関へ提示してください。※次のようなときは、医療機関の窓口で医療費を一旦支払った後、翌月以降、町へ助成申請をしていただき、口座振込みによる償還払いとなります。

① 県外の医療機関で診療を受けたとき

② 受給者証を医療機関で提示しないとき

③ 整骨、マッサージ等

● 受給者証交付手続について

申請書などの提出が必要となります。詳細については、該当す

る方へ町から通知を送付します。（3月上旬送付）

お問い合わせ先

● 乳幼児・医療

いきいき健康福祉センター

● ひとり親・重度医療

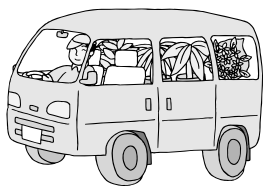
役場 福祉係

税務課

【軽自動車税】

引越などにより住所が変わる場合、自分の所有するバイクや自動車も変更届を出しましょう。

また、軽自動車税は毎年4月1日現在で所有されている方に、その年度分の税金が課せられます。「他人に譲った」「以前から使用できずに放置してある」などの事情があっても、正式な廃車・名義変更などの手続をされていないと、いつまでも課税されますので手続をしましょう。



家屋調査の実施

新築、増築等により建物（住宅、工場、倉庫物置等）が完成されたら、役場（税務課）へ連絡をお願いします。

建物（居宅、工場、倉庫物置等）が新築、増築されると家屋調査をしなければなりません。建設が完了した翌年度から固定資産税（家屋）の課税対象となります。

調査は税務係家屋担当が年間行っておりますが、特に毎年9月～12月に集中的に調査を行いますのでご協力をお願い致します。但し、連絡を頂ければ、この期間に関わらずいつでも調査を実施いたします。また、鉄骨等で250㎡を超える場合及び複雑な構造物については県税事務所の調査分野となります。

建物を取り壊したときは、届出をしてください。

新築や増築などで建物を取り壊したときには、翌年度からの固定資産税、税額に影響しますので「家屋減失届」を税務課へ届出してください。

届出人 所有者又は納税管理人
★申請書は税務課窓口にあります

すので、家屋減失届書に必要とする事項を記入し押印して提出してください。

なお、家屋の新増築、減失の対象となる基準日は、1月1日です。

住民税の住宅ローン控除

国から地方への税源移譲によつて、平成19年から所得税、住民税の負担額が変わっています。所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合、所得税から引ききれなかった額は、申告することで平成20年度の住民税から控除されます。対象となるのは、平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、申告期限は平成20年3月17日（月）までです。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

給与所得者で確定申告をしない人は、住宅ローン控除申告書に源泉徴収票を添付して役場税務課へ、自営業など確定申告をする人は、住宅ローン控除申告書と確定申告書を税務署へ提出してください。

大月税務署からのお願い

お願い

◎ 申告書はご自分で書いて提出はお早めに

所得税の申告と納税は

3月17日（月）まで

贈与税の申告と納税は

3月17日（月）まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は

3月31日（月）まで

◎ 納税には口座振替を

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、安全・便利な口座振替をご利用ください。

● 口座振替をご利用される場合の振替日は、所得税が4月22日（火）、個人事業者の消費税及び地方消費税が4月24日（木）です。



平成19年度いきいき西桂標語コンクール入選作品

小中学生の学年は
応募時の学年

最優秀賞

元気よく あいさつしよう 自分から

倉見 坪 武 弘

青少年育成西桂町民会議では、家庭・地域・学校が連携し、声かけあいさつのもたらす効用について理解を深め、家庭・地域の教育力を高め、子どもたちをみんなで守り、みんなでいきいき育てていきたいと考え、「声かけ、あいさつ運動」を推進しており、街頭あいさつ運動・あいさつ強調月間などを実施し取り組んでまいりました。

また、今回町民みんなが元気にあいさつをで

きるようお願いをこめて、「あいさつ」をテーマにした標語を募集し、277人からのご応募をいただき、町民会議理事による審査の結果次のとおり入選作品が決まりました。

町民会議では、今回入選した標語をキャッチフレーズに「あいさつ運動」をよりいっそうすすめていく予定でありますので、町民のみなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

優秀賞

あいさつは 人と人との 心の輪

西桂中学校1年 山口 大樹

まもりたい みんなの笑顔を あいさつで

西桂中学校3年 川村 星矢

あいさつで ころころふれあう にしかつら

西桂小学校5年 渡部 美夕

佳作

目を合わせ 心のかよう あいさつを

西桂中学校3年 梶原かえで

あいさつで 笑顔あふれる 西桂

西桂中学校2年 荒井 萌依

あいさつで 元気いっぱい 西桂

西桂小学校6年 権守志帆子

あいさつで ひらけひろがれ こころのわ

西桂中学校2年 田村 優佳

きもちよく あいさつしよう 元気よく

西桂小学校5年 渡辺 真滉

じぶんから ゆうきをだして あいさつを

西桂小学校4年 水本花南子

あいさつが ひびくまちかど 西桂

柿園 井口 茂

あいさつで 心と心が かよう町

西桂中学校3年 渡辺 優衣

あいさつは 家ぞくみんなの あいことば！

西桂小学校2年 川村 まい

朝おきて 一言おはよう いい気分

西桂中学校3年 米山 愛里

平成20年度スポーツ安全保険のご案内

5名以上の団体でご加入ください

対象となる事故 団体活動中の事故／往復中の事故 保険期間 平成20年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで（申込受付は平成20年3月から）

団体	加入区分	掛金	対象範囲	保 険 金 額				賠償責任保険 (てん補限度額)	共済見舞金
				死 亡	後遺障害 (最高)	入 院 (日額)	通 院 (日額)		
子どもの団体	A 中学生以下の子ども スポーツを行わない大人 (高校生以上)	500円	団体活動中とその往復中（学校管理下を除く。）	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額 1,000円)	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 160万円
	AW 中学生以下の子ども	1,050円	上記以外。 (学校管理下を除く。)	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物賠償合算 1事故 500万円を加算	
	AC A、AWの子ども(中学生以下) の指導・支援として一緒にス ポーツ活動を行う大人(高校 生以上)	1,000円	団体活動中とその往復中（学校管理下を除く。）	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体・財物賠償合算 1事故 500万円 (免責金額 1,000円)	対象となりません
	C	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
大人の団体	A 高校生以上の分化活動団体	500円	団体活動中とその往復中（学校管理下を除く。）	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額 1,000円)	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 160万円
	B 老人クラブなどの団体 (団員がおおむね3分の2以上 60歳以上。)	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C 高校生以上のスポーツ活動団体	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	D 危険度の高いスポーツ活動団体	9,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

平成20年度よりインターネットからの加入受付を開始しております。詳しくはホームページをご覧ください。

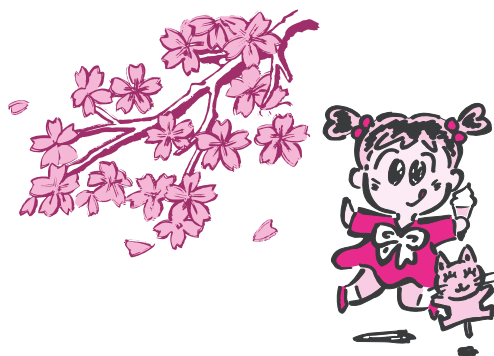
〒400-0836 甲府市小瀬町840 TEL 055-243-3920 電話受付時間：午前9時～12時／午後1時～5時（土、日、祝日は除く。）

財団法人 スポーツ安全協会山梨県支部（山梨県体育協会内）ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

教育委員会



町からのお知らせ・お知らせ



児童館
YLO会館

ひよこ学級のお知らせ

4月のひよこ学級は、次のとおりです。お気軽にご参加下さい。

日 時 4月2日(水)

午前10時30分～正午

場 所 YLO会館周辺

内 容 桜並木をお散歩しましょう。

対 象 2・3歳児の親子

参加費 無料

締 切 3月28日(金)

申し込み 電話又は、直接お申し込み下さい。

お問い合わせ先 児童館・佐藤

「キャンパスネット やまなし」入学者募集

みなさんは「キャンパスネットやまなし」をご存知ですか？

自分のいきがいくくりや新しい知識・技術の習得など、いつでも、どこでも、気軽に学べるシステムが「キャンパスネットやまなし」です。

県、市町村、大学、短大、カルチャーセンター、各種団体などが実施する講座の中から興味・関心のあるものを選択して学習できます。この機械に、ぜひ入学してみませんか？

【学習の進め方】

■ステップ1 入学（「まなびの手帳」の交付をうける）

■ステップ2 学習情報の入手（インターネット、講座情報の利用）※希望者には、講座情報誌を無料で配布しています。

■ステップ3 受講申し込み（主催者へ直接申し込み）※健康・福祉、環境、地域づくり、国際交流、職業教育、家庭教育、歴史、文化、スポーツなどから興味のあるものを選んでください。

■ステップ4 講座受講（「まなびの手帳」に記録し、自己評価する）

■ステップ5 単位取得（「学びの手帳」に単位認定印をもらう）※単位数に応じて奨励賞が授与されます。

◆入学資格 年齢制限なし

◆入学費用 無料

◆入学手続 ①入学申し込み書を交付し申し込み。入学申請書は、地域県民センター、市町村教育委員会、図書館、公民館、山梨県生涯学習センターなどで配布。

②「キャンパスネットやまなし」のホームページから申し込み。URL <http://www2.manabi.pref.yamanashi.jp/campusnet/>

◆受付期間 随時受付

お申し込み・お問い合わせ先 山梨県企画部県民生涯学習文化課

☎055(223)1319



児童館活動報告



1/19 お料理教室

高部はつ子さんを講師に麻婆豆腐・はるさめスープといった中華にチャレンジしました。グループごとレシピを見ながら作りましたが、グループにより味が違いどちらもおいしく出来上がりました。みんなで作る楽しさを感じ、また手作りのおいしさを味わう事ができました。



1/5 ぽかぽかマフラー作り

自分の好きな色・素材の毛糸を用意しマフラーを編みました。低学年の子どももできる「指編み」の方法で、掛け違えないようにとみんなしばし無言のまま作業に取り組んでいました。コツを覚えてしまえばとても簡単！「また家で作ったよ」という子どもも多くうれしく思います。

1/10 むかしの国にタイムスリップ ～三世代交流事業～

子ども・愛育会・お年寄りの三世代交流。小麦粉粘土・お手玉・かるた・福笑い・とっかんと昔の遊びを子ども達に教えていただき、一緒に遊びながら楽しい時間を過ごしました。



ひよこ学級活動報告



1/10 おだんご作り

愛育会の皆さんにご協力いただき「だんご作り」を行いました。お母さんと一緒にお団子づくりのお手伝い。三世代交流事業に参加している小学生の子ども達にもおすそ分けしみんなでおいしく頂きました。

母親クラブ活動報告



1/18 レクリエーション

親子でビンゴゲームをしたりお友達と一緒に宝つりをして楽しく遊びました。

保 育 所

生活発表会 「リトミック」

1月19日、22日、24日、26日の4日間に渡り、3歳以上児のリトミック発表会が行われました。保護者の方々に参観していただく事を楽しみにしていた子ども達は生き生きと活動し、親子で触れ合い取り組む場面では笑い声も聞かれました。リトミック活動を通して子ども達の成長が感じられる機会となりました。



豆まき

2月2日（金）毎年恒例の豆まきが行われました。子ども達は赤鬼、青鬼の登場に声を出せないほど怖がっていましたが、悪い心をもらいに来てくれた優しい鬼とわかりほっとひと安心！一生懸命豆をまき、良い心でいることを約束することができました。



未満児の会

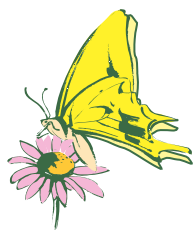
2月2日（土）未満児の会が行われました。2歳児クラスでは親子リトミック、0.1歳児クラスは親子で造形遊びと充実した時間を過ごす事ができました。驚くほどこの一年で、おにいさん、おねえさんになりました。



人口と世帯

平成20年2月1日現在

男	2,387人 (±0)
女	2,472人 (+1)
合計	4,859人 (+1)
世帯	1,499世帯 (-3)



1月届出

下 上 柿
暮 町 園
地 宮 梶
前 下 原
田 貞 子
志 子
ず 正 親
江 次 族
勤

おくやみ(死亡)

下 上 倉
暮 町 見
地 滝 滝
田 口 口
邊 悠 蒼
悠 太 太
翔 利 保
大 昭 護
輔 一 者

おめでた(誕生)

慶 弔

3月・4月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
■ 春の火災予防週間及び全国山林火災予防運動実施 3月1日～7日 ■ 確定申告・住民税申告3月17日まで						3月 1 ● 華道教室 am10:00～(児童館)
2	3	4 ● マタニティクラス am10:00～正午 (いきいき健康福祉センター)	5	6 ● ひよこ学級 am10:00～ (いきいき健康福祉センター)	7	8 ● 資源化物回収 am7:00～am8:00 ● 中学校図書室一般開放日 am10:00～pm3:00 ● 児童館休館
9	10	11 ● マタニティクラス am10:00～正午 (いきいき健康福祉センター)	12	13	14	15 ● ミサンガ作り am10:00～(児童館)
16	17	18 ● 両親学級 pm7:30～ (いきいき健康福祉センター)	19	春分の日 20	21	22 ● 中学校図書室一般開放日 am10:00～pm3:00 ● 児童館休館 ● 保育所退所式
23	24	25	26 ● 乳児健診 pm1:30～ (いきいき健康福祉センター)	27 ● 人形劇鑑賞 am10:00～(児童館) ● すくすく1歳児相談 am10:00～ ● 5歳児健康相談 pm4:00～ (いきいき健康福祉センター)	28	29
30	31	4月 1	2 ● ひよこ学級 am10:30～(児童館)	3 ● 保育所入所式	4	5 ● 紙飛行機づくり am10:00～(児童館)
6	7	8	9	10	11	12 ● 資源化物回収 am7:00～am8:00 ● 中学校図書室一般開放日 am10:00～pm3:00 ● 児童館休館



この広報紙は環境保護のため、の再生紙
大豆油インキを使用しています。

行事予定・人のつぎ